第二十五条第四号中「総合政策局」の下に「及び道路局」を加える。

第三十八条第四号中「こと」の下に「（道路局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百五条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「七課」の下に「及び参事官一人」を加える。

第百六条第一号中「こと」の下に「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百十条を削り、第百十一条を第百十条とし、第百十二条を第百十一条とし、第百十三条を第百十二条とし、第一章第二節第三款第七目中同条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第百十三条　参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　自転車活用推進計画の作成及び推進に関すること。

二　法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（自転車の活用の推進に係るものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

附則第十八条中「第百十二条各号」を「第百十一条各号」に改める。

附　則

この政令は、自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）の施行の日（平成二十九年五月一日）から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

府令

○内閣府令第二十七号

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十四号）の施行に伴い、投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令

投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ 2　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～二十七　略］ 二十八　買換特例圧縮積立金　投資法人が、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の八第一項若しくは同法第六十六条の二第一項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）若しくは同法第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金であるものをいう。ただし、租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する適用事業年度に関して、利益（法第百三十六条第一項に規定する利益をいう。以下同じ。）から当該適用事業年度に係る金銭の分配に係る計算書に基づき当該積立金として積み立てた額と貸借対照表上の当該積立金の額との合計額を控除した金額が、当該適用事業年度の第五十一条第一項に規定する税引前当期純利益金額として表示された金額から第五十四条第一項第一号に掲げる前期繰越損失の額を控除した金額（第十八条の二第一項第三号において「配当可能利益の額」という。）の百分の九十に相当する金額を超える場合において、積み立てたものを除く。	（定義） **第二条**　［同上］ 2　［同上］ ［一～二十七　同上］ 二十八　買換特例圧縮積立金　投資法人が、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の八第一項若しくは同法第六十六条の二第一項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）若しくは同法第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金であるものをいう。ただし、租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する適用事業年度に関して、利益（法第百三十六条第一項に規定する利益をいう。以下同じ。）から当該適用事業年度に係る金銭の分配に係る計算書に基づき当該積立金として積み立てた額と貸借対照表上の当該積立金の額との合計額を控除した金額が、当該適用事業年度の第五十一条第一項に規定する税引前当期純利益金額として表示された金額から第五十四条第一項第一号に掲げる前期繰越損失の額を控除し、その控除後の金額に租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十二条の十九第四項の規定により加算する金額を加えて得た金額（第十八条の二第一項第三号において「配当可能利益の額」という。）の百分の九十に相当する金額を超える場合において、積み立てたものを除く。 ［二十九～三十一　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省令

○厚生労働省令第六十一号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四十三条第一項及び第二項、第四十四条並びに第四十七条第一項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第七十一条に次の一項を加える。

3　第一項の規定による届出を受けた管轄公共職業安定所の長は、当該届出をした日雇労働被保険者に対し、法第四十二条各号のいずれか及び法第四十三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することを証明することができる書類その他必要な書類の提出を命ずることができる。